

**令和 6 年度**

**浜松市ファンドサポート事業**

**ベンチャーキャピタル・金融機関**

**公募要領**

**令和 6 年 4 月**

**浜松市 産業部 スタートアップ推進課**

## 1. ファンドサポート事業と公募の概要

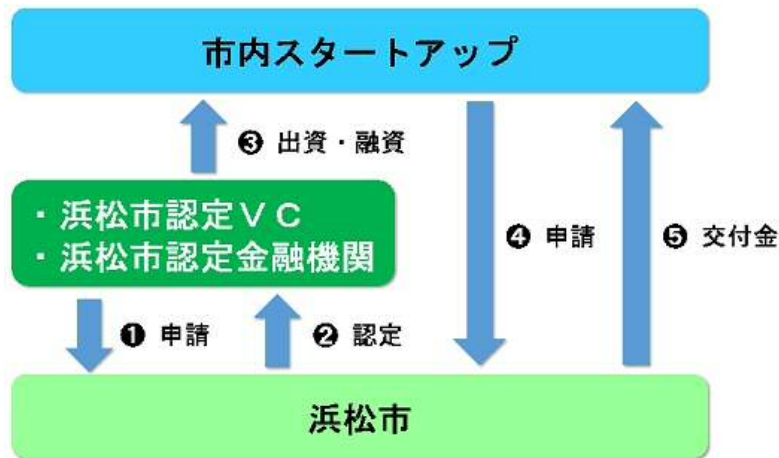
### 1-1. 事業の概要

浜松市においては、スタートアップの多くが資金調達の悩みを抱えており、シード、アーリーなど各成長ステージにおける事業活動に必要な資金の調達は、大きな課題となっています。

本事業では、急成長を目指す浜松市内のスタートアップが必要とする資金を、豊富な経験と確かな見識を有するベンチャーキャピタル(以下、「VC」という。)及び金融機関からの資金調達と協調して支援するとともに、スタートアップの経営基盤の強化や財務管理体制の整備についても併せて支援します。

また、本事業を通して、市内スタートアップの成長促進、市外スタートアップの誘致に加え、スタートアップのアイデアともものづくり企業の技術を融合させ、新しいサービスや製品が次々と生まれることを期待しています。

本事業を契機として、浜松市にスタートアップが集積、成長する環境が整うことで、次々と新たなスタートアップが生まれるエコシステムの確立を目指します。



### 1-2. 公募概要

本事業では、交付金の交付に先立ち、VC及び金融機関を認定しています。(上図①②)

認定したVCからの出資又は認定した金融機関からの融資(上図③)を受けるスタートアップが、別に公募する交付金に申請することが出来ます。(上図④)

本公募要領では、市内スタートアップを支援するVC及び金融機関を募集します。認定申請書の受付期間は次のとおりです。

**【受付期間】2024(令和6)年4月22日(月)～2024(令和6)年7月1日(月)**

【令和6年 VC及び金融機関の公募・認定スケジュール】

時期	内容
4月22日(月)	公募開始
7月1日(月)	公募締切 ※ 受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。また、申請書の受領確認連絡は、いたしません。
7月中下旬	書面審査、認定審査会等 ※ 審査にあたっての疑義・審査日程等、必要に応じて、別途ご連絡(原則、申請時に登録いただいたEメールアドレス宛)させていただきます。
8月	認定VC、認定金融機関の公表

## 2. 公募要件、認定プロセス及び申請手続き

### 2-1. VC編 …………… 別添1

⇒ 新たに認定の申請をするVC、更新を希望する令和4年度認定VC

### 2-2. 金融機関編 …………… 別添2

⇒ 新たに認定の申請をする金融機関

## 3. 申請にあたっての留意事項(共通)

### 3-1. 暴力団排除に関する誓約事項

「浜松市ファンドサポート事業」認定VC及び認定金融機関の認定申請にあたり、次の事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

### 3-2. 利害関係の確認について

- (1) 大学・研究機関・企業等の外部専門家により行います。この認定審査では、公正な審査を行うことはもとより、知り得た申請情報についても審査以外の目的に利用することを禁じています。
- (2) 上記、外部の認定審査委員の選定段階では、浜松市は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、認定審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしております。
- (3) このため、本申請を以て「申請者及びメンバーの所属と名前」を認定審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうかの判断をします。
- (4) また、浜松市が認定審査委員を選定する上で、留意すべき事項(特に利害関係者とお考えになる者等)があれば、下記の記載欄に任意で記載してください。なお、認定審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いします。

### 3-3. 認定の取消

以下の場合、認定を取り消します。

- (1) 各要件に合致しなくなった場合。
- (2) 各努力義務等の履行に向けできる限りの行動を遂行していないと認められた場合。
- (3) 申請書類に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合。
- (4) その他浜松市が認定について適切でないと判断した場合。

## 4. 参考

令和元年度から令和5年度に採択したスタートアップにつきましては、浜松市スタートアップ進出・成長応援サイト「HAMACT!!」をご覧ください。

■トップページURL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamact/index.html>

## 5. 問い合わせ先

(浜松市ファンドサポート事業事務局)

浜松市 産業部 スタートアップ推進課 担当者: 宮野、永井

E-mail: [vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp) FAX: 053-457-2825

本公募要領における用語定義

○スタートアップ

革新的な技術やビジネスアイデアを持ち、社会課題の解決などを通じて社会に新しい価値を提供することにより、短期間での飛躍的な成長を目指す企業

○ベンチャーキャピタル

スタートアップへの出資機能及び事業化支援機能を有する事業者(ベンチャーキャピタル及びシードアクセラレーター等)

○スタートアップエコシステム

スタートアップが集積、成長する環境が整うことで、次々と新たなスタートアップが生まれる好循環のこと

○交付金(ファンドサポート事業)

認定 VC 又は認定金融機関から令和 6 年度中に受けた出資額・融資額に応じて、交付金を交付

・令和 6 年度概要《予定》

区分	交付対象	交付金額の上限
シード・R&D 枠	起業後5年以内で研究開発を伴う事業を主な事業とするスタートアップ	1,000 万円 <sup>※1</sup>
一般枠	ミドル期(成長期)までのスタートアップ	4,000 万円 <sup>※1</sup>
協業枠	市内企業と研究開発の伴う協業を行うスタートアップ	2,000 万円 <sup>※2・3</sup>
デット枠	金融機関からの融資を受けたスタートアップ <sup>※5</sup>	4,000 万円 <sup>※3・4</sup>

※1 … 「認定 VC からの出資額と同額」又は「認定事業費の 1/2」以下

※2 … 「認定 VC 等からの出資額と同額」又は「認定事業費の 1/2」以下

※3 … 過去に交付金の交付を受けている場合、過去の交付確定額と合算して 7,000 万円まで。

※4 … 「認定金融機関からの融資額と同額」又は「認定事業費の 1/2」以下

※5 … 認定 VC からの出資を受けた経験があることを前提



# 別添1

## 2-1. VC編

## 1. 認定VCの公募要件

### 1-1. 認定VCの要件

本事業にて公募対象となる認定VCは、下記①～⑦の全ての要件を満たす者です。

- ① 業としてスタートアップへの出資機能を有し、スタートアップの事業化支援機能を有する法人
- ② 日本国内において、スタートアップの事業化等を支援する拠点を有し、常駐スタッフを配置していること 又はそれらの計画があること  
(※拠点は日本国内で法人登記していない場合でも可)
- ③ 常駐スタッフは、スタートアップの事業化を支援した実績、能力を有すること
- ④ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。)となっている法人に該当しないこと
- ⑤ 出資を計画している事業者(出資済先も含む)の資本金に対する認定VCの持株比率が、事業期間内において原則50%未満であること(ただし、当該事業者の企業価値評価を事業開始前より下げて出資しないこと)
- ⑥ 出資手段としてファンドを活用する場合(LPS/投資事業有限責任組合の場合)、ゼネラル・パートナー(GP)であること
- ⑦ 本市のスタートアップエコシステムの発展に協力・貢献すること

### 1-2. 認定VCの努力義務

- (1) 採択された事業者(スタートアップ)に対して、原則として、提出した支援計画書に沿ったハンズオンによる支援を行い、その事業化を促進すること。
  - (2) 採択された事業者の認定事業期間中の資金繰り及び資本政策を健全に保ち、次のファイナンスにつなげること。
  - (3) 事業者に対するハンズオン支援の進捗を本市の求めに応じ、浜松市へ報告すること。
  - (4) 採択された事業者から、ハンズオンによる支援及びその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないこと。
- ※ あくまで努力義務であり、認定VCの要件ではありませんが、努力義務履行に向けてできる限りの行動を遂行していただきます。

### 1-3. 認定期間

2か年度(2024(令和6)年度～2025(令和7)年度)



## 2. 認定VCの認定プロセス

### 2-1. 認定プロセス

浜松市は、『「浜松市ファンドサポート事業」ベンチャーキャピタル等及び金融機関の認定に係る審査委員会』を経て、浜松市が総合的な判断のもと認定VCを決定します。なお、認定に際して本公募申請者に対しヒアリング審査を実施します。

認定プロセスは非公開で行われ、審査の結果等、審査に関する問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。

#### ◆ 審査項目について

- ① 出資・支援実績
  - ・ シード期からミドル期のスタートアップへの出資実績。
  - ・ 初回出資後の追加出資やハンズオンによるスタートアップの成長の実績。
- ② ハンズオン
  - ・ スタートアップの企業価値向上に対する具体的な取組。
  - ・ スタートアップの事業化を支援する具体的な目利き能力や支援能力(本事業に従事するハンズオンメンバーの能力・実績)。
- ③ 次の資金調達への取組
  - ・ 出資余力:ファンド規模、出資可能金額、出資可能期間、ファンド寿命等
  - ・ ネットワーク:次の資金調達候補となり得る国内外のVC、事業会社との繋がり等
- ④ 地域経済への貢献

### 2-2. 審査結果の通知及び公表

#### (1) 審査結果の公表・通知

認定VCの法人名称は、本市公式ホームページ等にて公開します。また、審査結果については、別途申請者へ書面で通知します。

#### (2) 認定条件について

認定に諸般の条件を付す場合がありますのでご了承ください。

## 3. 申請の手続

### 3-1. 新規申請

#### ■ 申請方法

はままつスマート申請システムから申請ください。

URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-hamamatsu/smart-apply/apply-procedure-alias/r6newvc>



■ 添付書類(データ:全て必須)

各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類を追加で求めることがあります。

- ①申請者の概要(様式あり)
- ②ハンズオン計画(様式あり)
- ③本事業に係る出資方針等(様式あり)
- ④本事業に関与するメンバーの略歴(様式あり)
- ⑤会社定款(様式は任意)
- ⑥ファンド目論見書、概要書等(様式は任意)
- ⑦会社の紹介資料(パンフレット、WEB ページ等)(様式は任意)

①～③については、それぞれ A4用紙2ページ以内  
※の作成を厳守。  
※2 ページを超えた場合は審査対象外となります。

**3-2. 更新申請** ※令和4年度認定VCが認定更新を希望する場合は申請が必要です。

■ 申請方法

はままつスマート申請システムから申請ください。

URL: <https://ttzk.graffer.jp/city-hamamatsu/smart-apply/apply-procedure-alias/r6updatevc>



■ 添付書類

【必須添付】

- ①申請者の概要(様式あり)
- 【任意添付(変更があった場合のみ提出)】
- ②ハンズオン計画(様式あり)
- ③本事業に係る出資方針等(様式あり)
- ④本事業に関与するメンバーの略歴(様式あり)
- ⑤会社定款(様式は任意)
- ⑥ファンド目論見書、概要書等(様式は任意)
- ⑦会社の紹介資料(パンフレット、WEB ページ等)(様式は任意)

①～③については、それぞれ A4用紙2ページ以内  
※の作成を厳守。  
※2 ページを超えた場合は審査対象外となります。

**7-2. 申請に関する注意**

- (1) 申請書の受理及び申請書に不備があった場合
  - ・ 応募資格を有しない者の申請書又は不備がある申請書は受理できません。
  - ・ 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます。
- (2) 秘密の保持
  - 申請データは、本事業の認定VCの選定のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規

定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報は、法令等に基づく場合の提供を除き、認定VCの選定に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。

(3) 認定申請書の記入言語

認定申請書は日本語で記載してください。



## 別添2

# 2-2. 金融機関編

## 1. 認定金融機関の要件

### 1-1. 認定金融機関の必須要件

本事業にて認定対象となる金融機関は、下記①～⑤の全ての要件を満たす者です。

- ① 次に掲げる金融機関であること
  - ア 銀行
  - イ 信用金庫及び信用金庫連合会
  - ウ 労働金庫及び労働金庫連合会
  - エ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
  - オ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
  - カ 株式会社商工組合中央金庫
  - キ 株式会社日本政策金融公庫
- ② スタートアップに対するベンチャーデット<sup>\*</sup>の実績がある、又は、予定・検討していること  
※本事業でいうベンチャーデットは、金融機関からスタートアップに対する融資のうち、スタートアップの事業成長に期待し、スタートアップに成長資金の融資(2年以上の借入期間における無担保及び無保証融資(ただし新株予約権の設定は可))を実行するものをいう。
- ③ 浜松地域でのビジネスマッチング等のスタートアップ支援機能を有すること
- ④ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。)となっている機関に該当しないこと
- ⑤ 本市のスタートアップエコシステムの発展に協力・貢献すること

### 1-2. 認定金融機関の協力事項

- (1) ファンドサポート事業に採択された事業者(スタートアップ)に対して、原則として、浜松地域でのビジネスマッチング等のスタートアップ支援を行い、事業化を促進すること。  
また、スタートアップ支援の提供においては、可能な限り、手数料その他の料金を徴収しない又は優遇すること。
- (2) ファンドサポート事業に採択された事業者の認定事業の実施期間中の資金繰り及び資本政策を健全に保つようモニタリングを行うこと。
- (3) 事業者に対するスタートアップ支援の進捗を、本市の求めに応じ、報告すること。

### 1-3. 認定期間

2 か年度(2024(令和 6)年度～2025(令和 7)年度)

## 2. 認定金融機関の認定プロセス

### 2-1. 認定プロセス

浜松市は、本市の総合的な判断のもと認定金融機関を決定します。

認定に際して本公募申請者に対し、『「浜松市ファンドサポート事業」ベンチャーキャピタル等及び金融機関の認定に係る審査委員会』のヒアリング審査を実施することがあります。

認定プロセスは非公開で行われ、審査の結果等、審査に関する問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。

#### ◆ 審査項目について

- ① ベンチャーデットの実績・見込
- ② 浜松地域でのビジネスマッチング等のスタートアップ支援
  - ・ 浜松地域でのビジネスマッチングや取引先の紹介等の支援を行う具体的な体制(支店、人員、ネットワーク等)
  - ・ その他、融資先スタートアップの企業価値向上に対する具体的な取組
- ③ 本市のスタートアップエコシステムの発展に協力・貢献

### 2-2. 審査結果の通知及び公表

#### (1) 審査結果の公表・通知

認定金融機関の法人名称は、本市公式ホームページ等にて公開します。また、審査結果については、別途申請者へ書面で通知します。

#### (2) 認定条件について

認定に諸般の条件を付す場合がありますのでご了承ください。

## 3. 申請の手続

### 3-1. 新規申請

#### ■ 申請方法 ■

浜松市ファンドサポート事業事務局へ E-mail にて申請してください。

(浜松市ファンドサポート事業事務局)

浜松市 産業部 スタートアップ推進課 担当者:宮野、永井

E-mail: [vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## ■ 添付書類

### 【必須添付】

- ①申請書(様式あり:A4用紙4ページ以内)
- ②会社定款又はそれに相当するもの(様式は任意、公開URLでも可)

### 【任意添付】

- ③その他、ベンチャーデットの実績等がわかるもの(パンフレット、WEBページ等)  
(様式は任意)

## 3-2. 申請に関する注意

- (1) 申請書の受理及び申請書に不備があった場合
  - ・ 応募資格を有しない者の申請書又は不備がある申請書は受理できません。
  - ・ 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます。
- (2) 秘密の保持

申請データは、本事業の認定金融機関の選定のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報、法令等に基づく場合の提供を除き、認定金融機関の選定に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。
- (3) 認定申請書の記入言語

認定申請書は日本語で記載してください。